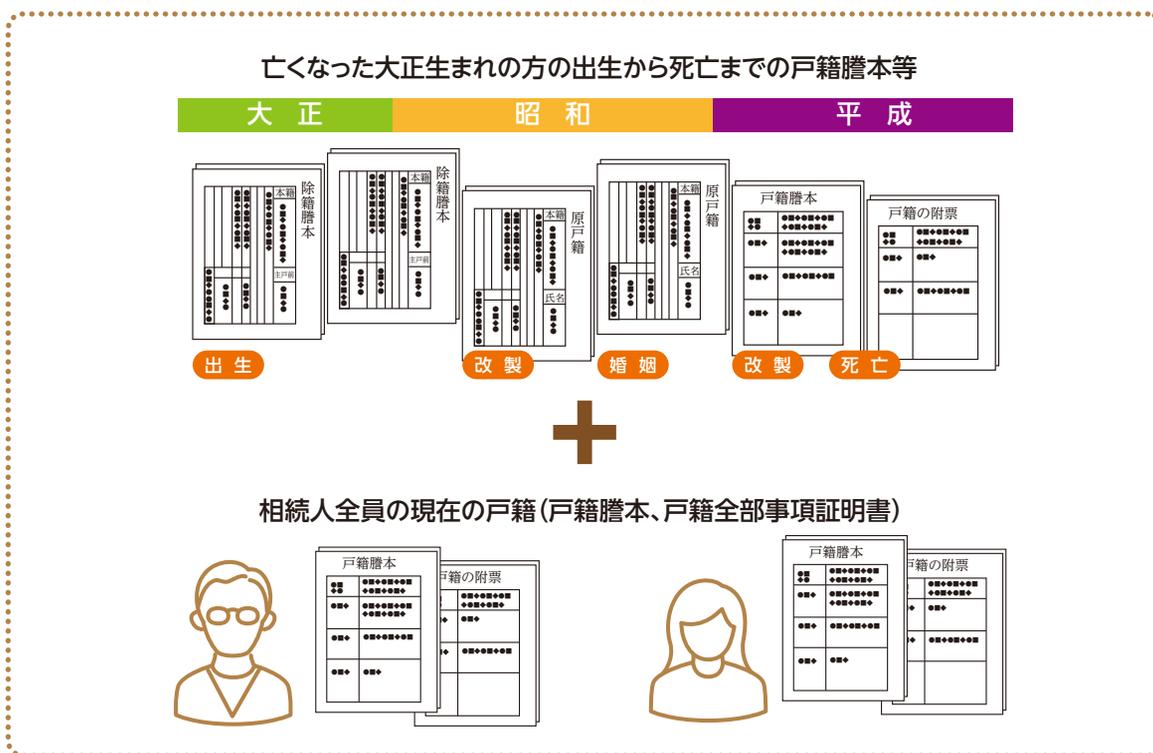


相続手続きに必要な書類のひとつに、戸籍謄(抄)本があります。「戸籍を集める」と言うと、役所へ行けば全て揃うと思われがちですが、実は想像以上に大変です。

相続手続きには、**亡くなった方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍に、法定相続人の戸籍謄本と広範囲の戸籍が必要**となるためです。また、戸籍は本籍地の役所でしか取得できません。例えば、戸籍に記載のある本籍地の役所が市町村合併により他の役所に合併されている場合、本籍地の役所がどこか調べる必要があります。

なお、取得する戸籍は、作成時期により様式・記載内容が異なるため、読み取るのが大変です。(下記ご参照)

(例)大正生まれの方が亡くなった場合に必要戸籍謄本等



※戸籍法の改正により、戸籍の様式には「明治31年式」「大正4年式」「昭和23年式」「平成6年式」があり、それぞれ記載内容、様式が異なります。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからの
ご予約はこちらから



最寄りの店舗を
お探しの場合はこちら

